

平成 20 年 4 月 1 日

P & I 保険の付保額について

昨年、宮城・福島県境近くで座礁した J A N E 号の船骸撤去には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」改正後初めて海上保安庁長官から措置命令が発出されたほか、最近発生した明石海峡航路入口における外国貨物船の衝突・沈没事故について新聞情報等では、防除措置費用、漁業補償費用等が相当の額にのぼる模様です。

仮に、特定海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）を航行する H N S タンカーが衝突、沈没した場合には、船体からの H N S 等の抜取費用、防除措置費用、漁業補償費用、沈没船体引揚・撤去費用等が事故処理費用として必要となり、その額が莫大なものになることがあります。

これらの事故処理費用は、P & I 保険によりてん補されますが、当センターが皆様からの要請で実施する緊急措置を含む防除措置の費用や、契約による H N S 等の抜取費用、沈没船体引揚・撤去費用は責任制限の対象とならない費用となりますので、P & I 保険の金額が少ない場合には防除措置費用が保険で全てカバーされない場合が想定される場所です。

このため、当センターといたしましては、H N S 等の抜取費用や沈没船体引揚・撤去費用が保険金額と比較して大きくなると想定できる事故につきましては、緊急措置やその後の防除措置(2号業務)に係る費用の支払については、別途、船舶所有者の関係銀行等から保証されない限り、防除措置等は実施できかねます。特に、保険でカバーされる金額が低い場合等には証明書の発行も出来かねる場合がありますので、証明書の発行を申込まれるときは、予め契約中の保険をご確認いただき、**保険金額が少ない場合や国際PIグループ以外の保険に付保している場合には「申込み締め切り日」にかかわらず、できるだけ前広にセンターへご相談ください。**

なお、来年度から、当センターでは、P & I 保険の保険金額が少ない H N S タンカーから事故発生時の防除措置について要請があっても現実的に対応が遅れるか若しくは困難となるため、H N S 資機材要員配備証明書の発行を原則としてお断りする方向で考えております。

つきましては、このような実態をご認識いただき、**早急に十分な P & I 保険の付保をお願いいたします。**